

## 八代市地域水産業活性化支援事業補助金募集要項

### 1 目的

平成23年の大雨によるアサリの大量死以降、水産資源や漁獲量の減少をはじめ、魚価の低迷や漁業者の高齢化など、本市の水産業を取り巻く環境は依然として厳しい状況が続いています。

本事業は、水産業者等が行う八代産水産物の品質向上や高付加価値化、6次産業化等による水産業の振興策に対して、予算の範囲内で支援を行うことにより、漁業者の所得向上を図るとともに、「フードバレーやつしろ基本戦略構想」の着実な推進を通じた地域の活性化を図ることを目的とします。

### 2 補助対象者

市内に居住又は事務所等を有し、市税を滞納していない者であって、次の各号に掲げるいずれかに該当する方です。

- (1) 漁業者（漁業協同組合に属する正組合員のうち、専ら漁業を営み、主に漁業による収入により生計を維持していると認められる者）
- (2) 漁業協同組合
- (3) 水産業又は食品産業に携わる法人（任意団体を含む）
- (4) その他市長が水産業の振興に関し必要と認める者

### 3 補助対象事業及び補助対象経費

補助金の交付の対象となる事業及び経費は、次表に掲げる経費とします。ただし、補助対象経費のうち、八代市が実施している他の補助制度等を活用する経費や交付決定前の事業実施に係る経費は補助対象外とします。

	補助対象事業	補助対象経費
(1)	<b>品質・生産性向上</b> 先進的な養殖・増殖技術等の導入により、八代産水産物の品質や生産性の向上を図る取組み	① 養殖・増殖技術導入のための資材購入費 ② 新商品（試作品）開発又は既製品改良のための原料や資材購入費 ③ 水産物の成分分析等の分析費 ④ パッケージ（試作品）等の開発及び作製費
(2)	<b>高付加価値化</b> 市内で水揚げされる水産物を主たる原料とした新商品の開発又は既製品の改良、ブランド化等により、水産物や水産加工品の価格向上を図る取組み	⑤ 補助対象事業の実施に必要な設備や施設の整備又はリース費 ⑥ 商標登録等の出願経費 ⑦ 販売促進のためのポスター、パンフレット、試供品等の作製費 ⑧ 販路開拓のための商談会等への参加、商品輸送に係る経費
(3)	<b>6次産業化</b> 漁業者又は漁業協同組合自らが、水産物の生産、加工、流通、販売等に一体的に取り組むほか、観光漁業や漁師レストランの経営など、経営の多角化を図る取組み	⑨ 販売促進につながるホームページの開設又は改良に係る経費 ⑩ アンケートやモニター調査等の市場調査に係る経費 ⑪ 講師やアドバイザー等の招聘に係る経費 ⑫ 視察研修に係る経費 ⑬ その他市長が水産業の振興に関し必要と認める経費

## 4 補助金の額

補助金の額は、補助対象経費の2分の1以内(その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)とし、50万円を限度とします。ただし、漁業所得の向上を目的として策定された「浜の活力再生プラン」に基づき、該当する漁業協同組合が関連事業を実施する場合の補助金の限度額は100万円とします。

## 5 応募方法

### (1) 申請方法

八代市地域水産業活性化支援事業補助金交付申請書(第1号様式)に、次に掲げる書類を添付して八代市水産林務課に提出して下さい。

- ①事業計画書(第1-2号様式)
- ②収支予算書(第2号様式)
- ③市税納付状況等調査同意書(別添様式)
- ④その他市長が必要と認める書類

### (2) 提出先

〒866-8601 八代市松江城町1-25 八代市役所水産林務課水産係宛て

### (3) その他

申請は随時受付を行います。なお、予算の上限に達し次第募集を終了します。

## 6 決定方法

### (1) 審査

決定に当たっては、審査会において、事業の実施体制や八代産水産物の活用方法、事業経費の妥当性、市場性等について内容を審査し、補助金交付の可否等を判断するうえで、その意見を聴くものとします。

### (2) 結果

結果(補助金の交付の可否)については、八代市地域水産業活性化支援事業補助金交付決定・却下通知書(第3号様式)により申請者に通知します。

## 7 交付決定後の手続き

### (1) 概算払請求

交付決定者は、事業の円滑な遂行のために必要と認められる場合は、八代市地域水産業活性化支援事業補助金概算払請求書(第11号様式)により、概算払いを請求することができます。

### (2) 中間報告

交付決定者は、事業期間の中間日が属する月の翌月末までに、八代市地域水産業活性化支援事業遂行状況報告書(第7号様式)により、事業の進捗状況について報告して下さい。

### (3) 実績報告

交付決定者は、事業完了日の翌日から起算して30日以内又は当該年度の末日のいずれか早い日までに、八代市地域水産業活性化支援事業補助金実績報告書(第8号様式)に次に掲げる書類を添付して市長に提出して下さい。実績報告の内容が適切であると認めた場合は、その後、八代市地域水産業活性化支援事業補助金確定通知書(第9号様式)を送付します。

- ①事業報告書(第8-2号様式)
- ②収支精算書(第2号様式)
- ③支出を証明する証拠書類
- ④事業実施を証明する写真
- ⑤本事業により作成した商品等
- ⑥その他の関係書類

### (4) 補助金の支払請求

確定通知書を受領後、速やかに八代市地域水産業活性化支援事業補助金交付請求書(第10号様式)を提出して下さい。概算払請求を行っている場合、交付確定額から概算払受領額を除いた額を請求して下さい。

## 8 事業実施時の注意事項

### (1) 事業内容等の変更

交付決定者は、補助金額が増減する場合や事業内容を変更(軽微な変更を除く)又は中止をしようとする場合は、あらかじめ八代市地域水産業活性化支援事業変更申請書(第4号様式)及び事業変更計画書(第1-2号様式)等を提出してください。

なお、承認の必要性については事前にご相談下さい。

### (2) 証拠書類の保管

交付決定者は、本事業に関する証拠書類等を、事業が終了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間保管して下さい。

### (3) 補助金交付決定の取消し等

次の各号のいずれかに該当する場合は、交付決定の取消又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還していただくことがあります。

- ①虚偽又は不正の手段により補助金の交付決定を受けたとき。
- ②補助金の交付決定の内容や付した条件等に違反したとき。
- ③その他市長が不適切と認めたとき。